

加入者1名から制度導入

— 企業型の確定拠出年金をご存じですか —



拠出限度額（加入者1名あたり）

年間 **66** 万円

（毎月最大**5.5**万円）

企業型の確定拠出年金は財形年金のように希望者のみ加入できる積み立て制度として設計することができます。また当制度は**役員の加入も可能です**。仮に報酬月額100万円（年間1,200万円）の場合、掛金総額の約41%の税効果（所得税・住民税）が見込めます。

有利な理由

Point
1

掛金は全額**法人経費**
（福利厚生関係費）

Point
2

受取時まで**非課税で積立・運用**
（所得税法施行令第64条）

Point
3

一時金で受け取る場合は
在職中でも
退職所得として**分離課税**

安心できる理由

Point
1

確定拠出年金は
口座内の資産は**個人のも**のです

Point
2

年金資産は**分別管理**されます
（みずほ信託銀行による管理）

Point
3

投資信託の他、銀行の
定期預金*でも運用できます

* 預金商品にはペイオフが適用されます。
銀行当たり1,000万円と利息相当が保証されます。

企業型の導入は厚生年金の適用事業所であることが条件となります（法人種別は問いません）。また制度導入には厚生労働省への申請・承認が必要ですが、承認まで当社でサポートいたします。また企業型は運営管理手数料の他、所定の手数料がかかります。

加入効果を確認しましょう

前提条件

東京都で会社経営する 50 歳経営者（月額報酬 100 万円）

①役員報酬を 66 万円（年）増額したケース

②66 万円（年）を報酬として受け取らず確定拠出年金の掛金として拠出したケース

	①報酬を増額	②掛金で拠出
役員報酬	1,200万円	1,200万円
報酬増額	66万円	-
確定拠出年金掛金	-	66万円
社会保険料負担額	1,443,324円	1,366,368円
所得税	1,413,800円	1,276,900円
住民税	881,000円	822,700円
税及び社会保険料の負担軽減額	-	272,156円
60歳までの10年間の効果累計	-	2,721,560円

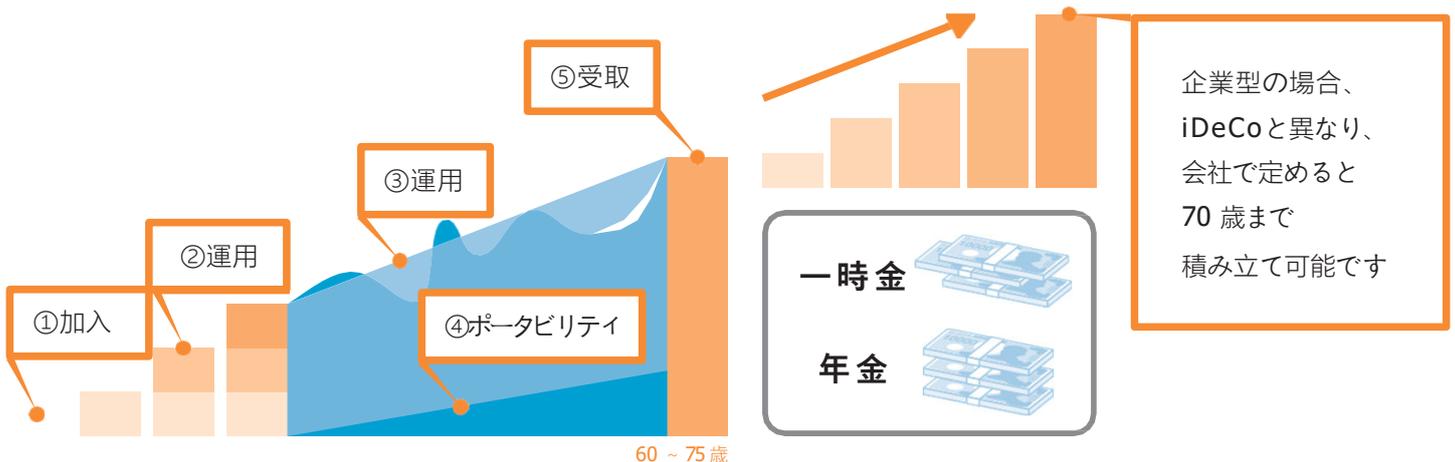
確定拠出年金の事業主掛金は全額非課税です。掛金として積み立てることで法人から個人への所得移転となります。

役員報酬として受け取る①と比べ年27万円超の税・社会保険料の軽減効果が期待できます。

各種料率は2020年4月時点の数値を使用。課税所得の計算は、基礎控除、給与所得控除、社会保険料控除のみ考慮しています。所得税率には復興特別所得税を含みます。

企業型確定拠出年金制度とは

企業型確定拠出年金制度は、公的年金（国民年金・厚生年金）を補完する制度として2001年に開始された制度です。企業が毎月拠出した掛金を、加入者が年金資産を自ら運用し、その運用成績によって将来受け取る年金額が変わります。



(SBI ベネフィット・システムズ業務提携先)
〒577-0802
東大阪市小阪本町1-1-7 エフェスビル2階
社会保険労務士法人・労働保険事務組合
企業労務センター

TEL : 06-6720-4602 FAX : 06-6720-4603

(チラシに関するお問い合わせ)
〒106-0019
東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー15F
SBI ベネフィット・システムズ株式会社
営業企画部
TEL: 03-6229-0041